

第21回

自転車の使用に注意しましょう

★重大事故が発生しています

平成21年9月から平成22年6月8日までの間に、消費者庁が、消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故として35件を報告し注意を呼び掛けています。

◎事故事例

●電動アシスト自転車火災

自転車からバッテリーを取り外して充電し、保管していたところ、バッテリーが発煙・焼損する火災が発生した。

●幼児座席に破損

幼児を自転車に乗せて走行中に足載せが折れ、幼児の右足が車輪に巻き込まれ負傷した。

●走行中の転倒

自転車で走行中に、チェーンが切れたため、転倒して重傷を負った。

他にも、ハンドルが外れて転倒した、ブレーキ部品が脱落して前輪に引っ掛かり車輪がロックしたため転倒した、などの事故が発生しています。

このような事故を防ぐには、自転車の購入に当たって、JISマーク・SGマーク・TSMマーク等を参考に専門技術者に相談し、自分の体格や用途にあったものにし、また、定期的に販売店などで点検・整備を受け、不具合を感じた時も点検を受ける事をお勧めします。

自転車による事故が起こった場合などは、消費生活センターに連絡して下さい。

お問い合わせ先

市役所市民課

(☎662-3163)

消費生活相談窓口紹介

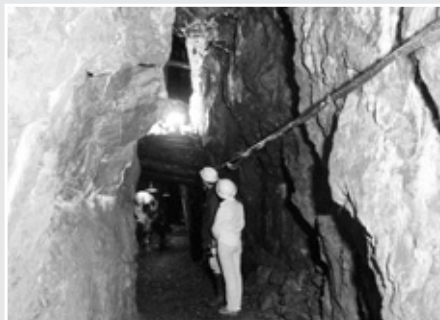
相談窓口	住所	電話番号	電話受付時間
県立但馬生活科学センター	豊岡市妙楽寺 41-1	0796-23-0999	9:00~16:30
たじま消費者ホットライン	豊岡市妙楽寺 41-1	0796-23-1999	9:00~16:30
養父市消費生活センター	八鹿町八鹿 1675 (市役所本庁舎市民課内)	079-662-3170	8:30~17:15

こんなときは消費生活相談窓口へ

- 悪質な訪問販売にあつてしまった。
- 身に覚えのない請求が来た。
- お金を借り、返済に困っているが誰にも相談できない。
- その他、消費生活上のことについて相談したい。

まちの文化財 69

明延鉱山探検坑道



最盛期時の面影を残す、明延鉱山探検坑道

探検坑道は鉱山の学習施設です。明延鉱山の説明を聞いた後にヘルメットを着用し、案内人の指示で坑道を巡るのが特徴です。時間は余裕をみて約2時間です。

見学できる坑道の延長は650m、坑道内の気温は、12度前後です。開削した坑道全体の延長は550kmで、東海道新幹線の大坂から東京までの距離になります。坑道の垂直距離は約1000mで、海面下約1300mまで掘り下げられています。

鉱山で最後まで使われていた大寿立坑のエレベーター、ダンプロックなどの鉱山機械、削岩機、蓄電池機関車などが坑内に展示してあります。

石見銀山は平成19年に世界遺産になりました。佐渡金山は平成22年に世界遺産候補に決定しました。日本有数の金属鉱山として栄えた生野・明延も「鉱石の道」として、世界遺産を目指しています。

暑い夏です。あけのべ自然学校に電話予約をすると、有料で見学ができます。「石見銀山には3回も行ったけど、ここが一番よかった。今も掘っているような感じがする」という意見をよく聞きます。

(教育委員会社会教育課)

「健康」 ワンポイント アドバイス



栄養士
谷 理恵子

取り組んでいます。

7月は 「愛の血液助け合い 運動月間」です

毎年、夏場は長期休暇などにより、企業や団体等から献血への協力が得られにくい時期です。しかし、輸血用血液は年間を通して安定的に確保することが必要です。そのため、7月を「愛の血液助け合い運動月間」と定めて国や都道府県、各市町村が安全な血液確保のために広報活動等に

★400ml献血にご協力ください

輸血は同じ血液型であっても、できるだけ少人数の血液でまかなう方が、輸血による副作用、感染症の危険性が大幅に減少します。一人の献血者からより多くの量を献血していただけ400ml献血は、輸血の安全性と効果をより高めることができます。現在、医療機関では400ml献血の

需要が高まっています。そのため、年齢と体重の条件をクリアできる方にはできるだけ400ml献血をお願いしています。

400mlの献血ができる方

年齢	18歳～69歳
体重	男女とも50kg以上

※65歳以上の献血については、献血される方の健康を考慮して60歳～64歳の間に献血経験がある方に限ります。

8月・9月の献血日程表

とき	ところ
8月9日(月)	八鹿文化会館
9月14日(火)	やぶ保健センター
9月17日(金)	大屋地域局

【お問い合わせ先】
市役所健康課

(☎662-13167)

ちっちゃんぶうちゃん



こんにちは、地域包括支援センターです



「福祉用具の相談」 について

使えなかったりすることがあります。種類もたくさんあり、選定も難しいのが現状です。

福祉用具については、レンタルできるもの、少ない自己負担で購入できるもの、しばらく借りて試せるものもあります。

福祉用具の利用についてご相談がありましたら、担当ケアマネージャーや地域包括支援センターへご連絡ください。

必要に応じて、理学療法士等関係者と一緒に訪問し、適切な福祉用具の選定や、手すり設置など住宅改修の提案をさせていただきます。

住み慣れた自宅で、いつまでも元気で過ごすために、日ごろから体操をしたり、無理にならない程度の作業を行うなど、適度に体を動かす機会を持つことで、食生活に気をつけることなど、体力や健康維持に努めることも、福祉用具を有効に活用し、転倒などの事故が起こりにくい環境づくりにも気をつけていきましょう。

【お問い合わせ先】

市役所介護保険課
地域包括支援センター
(☎662-7603)

最近では、量販店などでもいろいろな福祉用具が販売されていますが、せっかく購入しても使い勝手がよくなってあまり使わないままになってしまったり、体の状態に合わなくなってしまう

病気やけがなどが原因で日常のいろいろな動作が不自由になることがあります。そのようなときは、状況に応じて福祉用具を使用したり、必要に応じて住宅改修を行うなど工夫することで、転倒などの事故を防ぐことになりま